

宮城県高齢者居住安定計画(令和6年3月改定)概要

第1章 計画の目的と位置づけ等

1-1 計画の目的と策定の背景

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。

1-2 計画の位置づけ

- ・宮城の将来ビジョン等を上位計画とし、県住生活基本計画、みやぎ元気プランと調和を図り策定。
- ・市町村が施策を展開する際の指針となるもの。

1-3 計画の期間

平成30年度から令和8年度

第2章 高齢者の住まいの現状と課題

2-1~3 高齢者人口等の状況等

- ・高齢者人口、高齢化率の増加
- ・高齢単身世帯、夫婦のみの世帯の増加
- ・要介護等認定者数の増加

2-4 高齢者の住まいにおける課題

(1) 高齢者が住み慣れた住宅においていつまでも

快適で安心できる居住の確保

- ・高齢者が住み慣れた住宅で安心して快適に自立した生活を送るため、心身の状況に応じた適切なリフォーム、良好な居住環境が求められる。

(2) 高齢者のニーズに応じた安定的な居住の確保

- ・高齢者の安定的な居住の確保のため、低廉な家賃の公的賃貸住宅の役割が重要。
- ・民間賃貸住宅の活用や生活支援サービスなどを受けられる住まい・施設の供給が求められる。

(3) 高齢者が各々の地域でいつまでも安心して

生活できる環境の確保

- ・移動のし易さなど利便性が高い住環境の構築が求められる。
- ・地域における見守りや生活支援サービス等高齢者を支える仕組みづくり、交流・支え合いが求められる。

第3章 目標と基本方針

3-1 目標

(1) 目標

宮城県住生活基本計画を踏まえ、本計画の目標を次のとおり定め、3つの基本方針に基づき、高齢者の居住の安定確保に向けた取組を進める。

住み慣れた住まいでいつまでも・
状況に応じて住まいを選択しながら
地域で支え合いながら、
わたし自分らしい暮らしの実現

(2) 高齢者向け住まい・施設の供給の目標

高齢者人口に対する高齢者向け住まい・施設※の割合

令和8年	3.5%
------	------

※シルバーハウジング(LSA室又は生活相談室を併設する公的賃貸住宅)、サービス付高齢者向け住宅の戸数、並びに養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームの定員の計

(3) 成果指標

＜成果指標1＞高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化※率

平成25年	令和5年	令和8年
44.8%	51.5%	70%

※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

＜成果指標2＞道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な共同住宅※ストックの比率

平成25年	令和5年	令和8年
13.5%	15.6%	25%

※共同住宅：複数の世帯が入居し、廊下・階段等の施設を共用している住宅

＜成果指標3＞高齢者生活支援施設※を併設するサービス付高齢者向け住宅の割合

平成28年	令和5年	令和8年
76%	81.2%	87%

※高齢者生活支援施設：総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設及び介護関連施設等の施設で高齢者の生活を支援する施設

3-2 基本方針

基本方針1

高齢者が快適で安心して暮らせる住まいづくり

基本方針2

高齢者の多様なニーズや状況に応じた住まいづくり

基本方針3

高齢者が身近な地域で長く暮らせる環境づくり

第4章 基本方針に基づき推進する取組

取組1-1 長期継続居住を可能にする良質な住宅の整備

- 長期優良住宅の整備
- 多様な住宅需要への対応 等

取組1-2 既存住宅の質の向上

- バリアフリー化の促進
- 断熱化の促進 等

取組1-3 自宅での暮らしを支える居住環境の整備

- 高齢期における住まい方に関する知識の普及
- 自宅での生活を支える支援方法の普及 等

取組2-1 公的賃貸住宅等の適切な供給

- 公営住宅の適切な供給
- 公営住宅の優先入居・家賃減免 等

取組2-2 民間賃貸住宅等を活用した住宅の確保

- 民間賃貸住宅を活用した高齢者の住まいの確保
- 居住支援に向けた仕組みづくり 等

取組2-3 高齢者向け住宅等の供給

- 高齢者向け住宅の供給促進
- サービス付き高齢者向け住宅の管理の適正化 等

取組3-1 安心して暮らせる生活環境の整備

- 移動しやすいまちづくりの推進
- 防災性の高い住まい・まちづくりの推進 等

取組3-2 地域コミュニティの維持・形成

- 地域における交流の場の形成
- 地域包括ケア体制の充実・推進 等

取組3-3 地域の実情に応じた住まい・まちづくり

- ネットワークを活用しやすいまちづくり
- 支え合いを確保しやすい環境づくり 等

第5章 計画の実現に向けて

(1) 取組の主体と役割

- 県：広域的及び長期的視点に立った住宅施策を総合的かつ計画的に推進
- 市町村：地域に根ざした高齢者住宅施策を総合的かつ計画的に推進
- 各種関係団体等：高齢者などの住宅確保要配慮者の居住支援を実施 等

(2) 取組の主体同士の協働・連携

本計画における取組の推進に当たっては宮城県居住支援協議会等を通じ、各々の取組主体が情報共有・意見交換を行うなど、協働・連携しながらそれぞれの分野で総合的かつ効果的に取組を推進。